

実施内容	注射用カリウム製剤の適応外使用について
医療の内容	低カリウム血症補正のための高濃度カリウム注射液の適応外使用
適応外使用する 医薬品の名称	KCL 注 20mEq キット「テルモ」
対象者	添付文書に記載された方法での治療が困難な低カリウム血症患者
承認者	東京都済生会中央病院 病院長 医療安全管理委員会 倫理審査委員会
承認日	2026 年 7 月 29 日
対象期間	承認後から永続的に使用（必要に応じて見直しを行う）
目的・概要	低カリウム血症は致命的な不整脈の原因となるため、血液中のカリウム値が低下している場合には、適切で速やかな補正が必要となります。カリウムの補正においては、重篤な場合や内服困難な場合に注射剤を使用しますが、注射用カリウム製剤の添付文書においては、「40mEq/L 以下の濃度に希釈すること」、「20mEq/hr を超えない速度で投与すること」、「1 日 100mEq を超えないこと」が規定されています。しかしながら、高度の水分制限が必要な場合や速やかな補正が必要な場合においては、添付文書の規定を逸脱して使用せざるを得ない場合があります。このような場合に限り、以下の条件のもと高濃度カリウム注射液の投与を行います。
使用条件	・ 使用部署を限定する。 対象部署：総合集中治療室、救急専用病棟、救命 ICU、手術室、透析室 ・ 高濃度カリウム注射液の組成は、KCL 注 20mEq+生理食塩液（または 5%糖液）20mL とする。 ・ 投与速度は 20mEq/hr 以下とする。 ・ 必要に応じて 1 日量の上限を超過した補正を行う。 ・ 中心静脈ライン、または透析用バスキュラーアクセスより投与する。 ・ シリンジポンプを使用する。 ・ 心電図モニタリングを行う。 ・ 定期的に生化学検査または血液ガス検査を行い、血液中のカリウム値を確認する。 ・ 低カリウム血症が改善次第、高濃度カリウムの投与を終了する。
予測される 不利益	高濃度の注射用カリウム製剤の投与により、予想以上に血液中のカリウム値が上昇し、重篤な不整脈や心不全を起こす恐れがあります。

予測される 不利益への対策	安全に実施するために、患者に心電図モニターを装着して患者の状態を観察・管理し、定期的に血液中のカリウム値を確認することとし、異常が認められた場合は速やかに減量・中止を検討いたします。
治療費について	この治療にかかる費用は通常の保険診療と同じです。この治療による副作用や合併症が発生した場合も保険診療となりますが、国の医薬品副作用被害救済制度の給付対象外となる可能性があることをご承知おきください。
使用に関する 同意について	この診療行為への同意は、患者さん自身の自由意思に基づくものです。ご不明な点やご心配な点がございましたら、ご遠慮なく下記の連絡先までお問い合わせください。この診療行為を希望されない場合でも、診療において不利益を被ることはありません。
お問い合わせ先	東京都済生会中央病院各診療科担当医師 代表：03-3451-8211